昭和十二年一月三十日第三種郵便物認可

進め

清黨號外號

昭和四年二月九日發行

發行所 東京市芝區南佐久間町二ノ一八 進め社本部 (振替東京六九八五三)

發行編輯兼印刷人 神庭仲之助

支配階級の派遣した番犬
反動的幹部を放逐せよ！

川崎 茂

一

日本大衆黨は七黨合同の成立と同時に、その「大衆の要求によって」生れ「時代を劃する歴史的合同」を成立せしめた。その驍勇に、早くも此合同黨の成立が、不滅なるフダ付幹部等の驍勇奮闘による、輝耀なる金鵄勲章取引とファシズムへの反動化的目的が仕込まれてゐた事を、一般黨員大衆の感知する所となり、此黨はその合同成立直後に於て何とも云へぬ不快なる暗影を大衆に投つけたものであった。日本大衆黨が結黨以来其黨員を急速に統一し、此の反動の底流する時、直面せる場合に對し強力なる闘爭を敢行する事も出来ず、活潑なる戰闘を開始し得ざる事は、此の不快感覺なる暗影が黨員大衆の感覺を鈍らす為大の原因であった。

然るに此の暗影の根元たる幹事ダラク幹部の輝耀なる取引の事實が一度、高田君三君等に確認を振られるや否や、幹事一味のダラク幹部は、此事實の揉み消し及びそれの逃避に狂奔し、各地方に一味の密使を急派し、曰は黨内潔白なる幹部へまでも泥を塗んと策謀を巡らし、あらゆる無實の逆宣傳を為し此闘爭を既成政黨の泥仕合化さんと陰謀なる策動に乗れ努めたのである。

二

幹部の一部は日本大衆黨内の機關に絶對勢力を有する事をたのみ、兎手を使ひ以て此問題を葬りつゝ、大衆を愚弄せんとした。幹事はどうしても己れの非を認容し、以て無產階級的純情、階級闘爭を裏切せんとした。

此の事は黨の機關を占領して、黨内大衆及び一般無產階級に向つて緘默し、黙殺したる高田君を、却て幹部にも除名せんと謀んでゐる。即ち昨六日の常任執行委員會に於て古市、鈴木、黒田三君等の絶對反對あるに拘らず、五對三の多數をたのみかゝる暴事を敢てしたのである。然もその強行の事實は未だ明かにされず幹部委員會に於ては、佐野人も未だ一回の取調も受けず、即ち事實の有無は何等かにされず幹部委員會に於ては、佐野人も未だ一回の取調も受けず、即ち事實の有無は何等調査の間に入らない時に於て。それのみが、此の常任委員會に於ては現に被告人の平野が出席を勧め強制したる事は明たる無謀の極たしき、黨員大衆は斯くの如き非行を敢遂する事が出來るや否や！

幹事は只、高田君をひたすら糾問せんが爲めではない、かゝる暴の暴まで敢行したるダラク幹部等の反動的犯罪、そのづうづうしくのさばる暴動的暴動を憎むのだ。幹事を暴動的に糾弾する事なくんは日本大衆黨の無産性を如何にせん！

三、反動化の陰謀被害者の芝居

平野人の見る所に依れば、今回の幹事幹部の金鵄勲章取引問題は只單に支配階級の一時的に黨を賣るぞ云ふ問題の外に、更に積極的にファシズムへの傾向、その實質的表現の表徴である。即ち當日本勞働組合の代表者たる平野一郎との戰闘を通過する事は容易であらう。即ち平野人の反動的犯罪を暴露する事は容易であらう。即ち平野人の反動的犯罪を暴露する事は容易であらう。即ち平野人の反動的犯罪を暴露